



☆保健福祉センターだより☆

温泉のお知らせ 10月の営業日

日	月	火	水	木	金	土
					1日	2日
					14:00~21:00	
3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
10:00~ 21:00	休業日			14:00~21:00		
10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
10:00~ 21:00	10:00~ 17:00			14:00~21:00		
17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日
10:00~ 21:00	休業日			14:00~21:00		
24日・31日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
10:00~ 21:00	休業日			14:00~21:00		

☆ルールやマナーを守って気持ちよく入りましょう！！
 ☆入浴受付時間は20:30までとなっております。
 【東通村保健福祉センター 28-5600】

温泉特別営業のお知らせ

10月11日(月)は祝日ですが、
下記のとおり、温泉の特別営業をいたします。

平成22年10月11日(月)

午前10時から午後5時まで

※受付時間は午後4時半までとなります。
そば街道祭りに合わせて、温泉の特別営業を
いたします。東通そばを味わいながら、
ぜひお立ち寄りください。

入浴料金			
6歳~11歳	100円	6歳未満	無料
12歳~69歳	200円	70歳以上	無料
		障害者	無料

国民年金だより

税 務 住 民 課
 ☎ 27-2111
 内 線 167

●老齢基礎年金

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間や保険料免除期間などが、原則として25年以上あると65歳から受給できます。
 年金額は、20歳から60歳までの40年間(480月)すべて保険料を納めている場合に、満額の792,100円(平成22年度)となります。

●障害基礎年金

国民年金の加入中等に初診日がある病気やけがなどで障害の状態になったとき、障害認定日(初診日から1年6ヶ月を経過した日またはその期間内に症状が固定した日)において、障害等級の1級または2級に該当した場合は、障害基礎年金を受けることができます。

ただし、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期間と免除期間(若年者納付猶予期間・学生納付特例期間を含む)をあわせた期間が3分の2以上必要となります。

なお、20歳前に初診日のある病気やけがによって障害の状態になった方は、障害等級の1級または2級に該当すれば20歳から(障害認定日が20歳以後の場合は障害認定日から)受給できます。

●遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次の①~③のいずれかの方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。

- ①国民年金の被保険者
- ②国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方
- ③老齢基礎年金の受給者、または受給資格期間を満たしている方

ただし、①・②の場合は、死亡月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期間と免除期間(若年者納付猶予期間・学生納付特例期間を含む)をあわせた期間が3分の2以上必要となります。

※「子」とは、18歳到達年度の末日までの子、もしくは20歳未満で1級・2級の障害の状態にある子をいいます。

●寡婦年金

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が、25年以上ある夫が亡くなった場合に、10年以上婚姻関係が継続していて、夫によって生計を維持されていた妻に、60歳から65歳までの間支給されます。年金額は、夫の第1号被保険者期間に基づいて計算された老齢基礎年金の4分の3です。

ただし、死亡した夫が障害基礎年金の受給権者だったことがある場合や、老齢基礎年金を受けていたとき、また、妻自身が老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている場合は寡婦年金は支給されません。

なお、寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合、どちらか一方を選択することになります。

●死亡一時金

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある被保険者が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けないまま死亡したとき、死亡者と生計を同一にしていた遺族に支給されます。

ただし、その方の死亡により遺族基礎年金を受けられる遺族がいる場合には支給されません。請求できる遺族の範囲・順位は、死亡者の配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹です。